

Q 3 2006年の消防組織法一部改正の内容はどのようなものですか

消防組織法の一部を改正する法律は、第164回国会で成立しました（平成18年法律第64号）。この改正によって、「第4章 市町村の消防の広域化」として新たな1章を加えられ、市町村の消防の更なる広域推進に関する規定が置かれました。

自主的な市町村の消防の広域化を推進するためとして、消防庁長官が定める「基本指針」、都道府県が定める「推進計画」及び広域化を行おうとする市町村が作成する「広域消防運営計画」等について規定されています。

「基本指針」は2006年度中に既に策定済みです。2007年度は各都道府県で「推進計画」策定に向けた取り組みが行われており、この「推進計画」策定の段階で、都道府県内における消防の広域再編の組み合わせが検討されることになるでしょう。その組み合わせによる市町村が、広域化した後の組織運営等について「広域消防運営計画」を策定することになっています。

ここでいう市町村の消防の広域化とは、「2以上の市町村が消防事務を共同して処理すること又は市町村が他の市町村に消防事務を委託することをいう」と定義づけられています（改正後の消組法第31条関係）。また、新法に基づいて推進されようとする広域化の対象は、いわゆる常備消防であって、消防団はその対象ではない、としています。

一部改正の概要は、下記の通りです。

+

平成18年6月14日

消防組織法の一部を改正する法律要綱

第1 市町村の消防の広域化

市町村の消防の広域化は、消防の体制の整備及び確立を図ることを旨として、行われなければならないものとする。こと。（第31条関係）

第2 基本指針の策定

消防庁長官は、自主的な市町村の消防の広域化を推進する等のための基本指針を定めるものとする。こと。（第32条関係）

第3 推進計画の策定等

1 都道府県は、基本指針に基づき、当該都道府県の区域内において自主的な市町村の消防の広域化を推進する必要があると認める場合には、その市町村を対象として、自主的な市町村の消防の広域化を推進する等のための推進計画を定めるものとする。こと。（第33条第1項関係）

2 推進計画においては、自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項のほか、広域化対象市町村の組合せ等について定めるものとする。こと。（第33条第2項

関係)

- 3 都道府県知事は、広域化対象市町村から求めがあったときは、市町村相互間における必要な調整を行うものとする。こと。(第33条第4項関係)
- 4 都道府県知事は、市町村に対し、自主的な市町村の消防の広域化を推進するため、情報の提供その他の必要な援助を行うものとする。こと。(第33条第6項関係)

第4 広域消防運営計画の作成等

- 1 広域化対象市町村は、市町村の消防の広域化を行おうとするときは、その協議により、広域化後の消防の円滑な運営を確保するための広域消防運営計画を作成するものとする。こと。(第34条第1項関係)
- 2 広域化対象市町村が広域消防運営計画を作成するために協議会を設ける場合には、当該協議会には、関係市町村の議会の議員又は学識経験を有する者を会長又は委員として加えることができるものとする。こと。(第34条第3項関係)

第5 国の援助及び地方債の配慮

- 1 国は、都道府県及び市町村に対し、自主的な市町村の消防の広域化を推進するため、情報の提供その他の必要な援助を行うものとする。こと。(第35条第1項関係)
- 2 広域化対象市町村が推進計画に定める組合せに基づき市町村の消防の広域化を行った場合において、当該広域化対象市町村が広域消防運営計画を達成するために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、特別の配慮をするものとする。こと。(第35条第2項関係)

第6 その他

- 1 この法律は、公布の日から施行すること。(附則第1条関係)
- 2 消防長であった者の階級に関する経過措置を定めること。(附則第2条関係)
- 3 その他関係規定の整備を行うこと。